

# 三鷹市立三鷹台第2・第3駐輪場 ご利用案内

※利用契約中は本利用案内を保管し、記載事項を守ってください。 ※駐輪場ごとの契約です。利用契約以外の駐輪場は利用できません。

# ■ 利用できる時間・車種

定期(月極)利用は、24時間利用可・ 自転車のみ

■ 係員の配置時間 月~土 6:30 ~ 20:00 1日~14日は、6:30~13:25 係員の配置時間に変更がある場合は、HP や場内掲示でお知らせします。 日曜・祝日・年末年始不在

## ■ 利用料金(お支払いは現金のみ)

<b>三鷹台第2駐輪場</b> (井の頭 2-7-18)						
<b>三鷹台第3駐輪場</b> (井の頭 1-30-17)						
料 金 区 分 (自転車)	定期(月極)利用 /単位(円)					
	三鷹市民(市内在住)			三鷹市民以外		
	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
— 般	2,200	6,600	13,200	2,400	7,200	14,400
学生等	1,900	5,700	11,400	2,100	6,300	12,600

- ※ 三鷹台第2駐輪場は、2023 年 12 月末で終了します。
- ※ 三鷹台第3駐輪場は、今後、都市基盤整備に伴う駐輪場の変更等が生じる可能性があります。

学生等料金:学生証、身体障がい者手帳、愛の手帳、生活保護受給者証等、証明書の提示が必要です。 また、毎年3月に証明書の確認をさせていただきます。

### **■ 受付**(係員対応時間内)

- ・ 定期(月極)新規利用 : 管理室で受け付けます。 (受付時に、住所証明の書類と、学生等料金適用の方はその証明となる書類をご提示いただきます。)
- ・ 継続利用:利用終了月の15日から月末までに管理室で更新手続きを行ってください。※締切厳守
- ・ 解約: 更新期間中に更新(利用料金の支払い)をしないと自動的に解約となります。1か月以上残期間がある中途解約の場合は、管理室で解約返金手続きを受け付けます。氏名と住所が確認できる本人確認書類をご提示いただきます。

# ■ 利用上の注意

- ご利用に際しては、裏面のご利用規約を遵守して、安全に注意してご利用ください。
- ・ 駐輪シールは、後輪泥除けカバー(カバーがない場合は後方から見やすい場所)に貼ってください。
- 場内では、自転車等からおりて押して歩いてください。
- 駐輪の際は、必ず自転車等に鍵をかけてください。
- 月極利用の際は、契約位置と異なる場所に駐輪しないでください。その他不正利用の場合は契約を取り消します。
- 利用期限を過ぎ7日を越えて駐輪してある自転車等は撤去の対象となります。
- ・ 当駐輪場は、駐輪場所を提供するものであり、自転車等を保管する場所ではありません。
- 場内で生じた盗難、損傷、事故等による損害については、一切責任を負いません。
- 災害、事故及び故障などのためご利用いただけない場合があります。その際金銭による補償はいたしません。
- 定期(月極)駐車券・駐輪シールは他人には譲渡または貸し出しできません。
- その他駐輪場の利用詳細につきましては、三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例・施行規則に準用します。

問合せ先:三鷹市立三鷹台第3駐輪場 管理室(井の頭 1-30-17) 20422-24-6761

### 三鷹市立三鷹台第2・第3駐輪場 定期(月極)利用規約

#### (利用時間等)

- 1. 当駐輪場は、24時間開放するものとします。
- 2.駐輪場管理のための係員(以下「管理員」といいます。)が利用申込の受付、場内の監視等のために勤務する時間及び休日は、利用案内看板に記載します。

#### (定期(月極)利用の申込等)

- 3.定期(月極)利用は、使用車種にかかわらず、申込順に、1人1台に限って、受付をします。
- 4.定期(月極)利用の申込が収容台数に達したときは、受付を停止します。
- 5.前項の受付の停止後は、空き待ち申込を受け付け、申込者の住所、氏名及び電話番号を記録して、空席が生じたときは申込順に通知 します。ただし、特に別途対応のある場合は、管理室にて掲示等でご案内します。
- 6.前項の通知は電話または葉書で行い、通知後3日を経過しても定期(月極)利用の申込がないときは、希望がないものとみなして次順位者に通知します。

#### (利用手続及び利用料金等)

- 7.定期(月極)利用の申込及び契約の手続は、当社の定めた方式によるものとします。
- 8.契約期間及びこれに対応する定期(月極)利用料金は、利用案内看板に記載します。
- 9.契約手続を終えた方には、定期(月極))駐車券及び駐輪シールを交付します。
- 10.定期(月極)利用料金は、利用者から解約申出があった場合は、残期間が1ヶ月以上のものに限り月単位の残金を払い戻します。

#### (定期(月極)利用契約の更新)

- 11.定期(月極)利用契約の更新は、原則として期間満了の月の 15 日から月末までの間に行うものとします。ただし、特に期間の表示がある場合には、その期間中に更新を行うものとします。
- 12.前項の期間内に利用契約の更新をしなかった方については、その契約は、期間満了の日に終了したものとします。
- 13.学生等料金適用の方は、毎年3月の更新時に証明書の提示をしていただきます。また、特に別途対応のある場合は、管理室にて掲示等でご案内します。

#### (駐車券等の再交付等)

- 14. 定期(月極) 駐車券及び駐輪シールは、紛失、毀損等の事実を確認できる場合以外は、再交付しません。
- 15.定期(月極)駐車券及び駐輪シールの紛失に起因する損害については、三鷹市及び管理者は一切の責任を負いません。

#### (駐車券等の返却)

16.利用者は、定期(月極)利用契約を解約したときは、定期(月極)駐車券及び駐輪シールを返却してください。

#### (自転車等の盗難、破損等)

17. 当駐輪場は、駐輪場所を提供するものであり、自転車等を預かって保管するものではありません。駐輪場内における自転車等の盗難、破損、紛失、焼失、冠水等の災害、事故にかかる損失については、三鷹市及び管理者は一切の責任を負いません。

#### (利用上の注意)

- 18.利用者は、管理員から求められたときは、定期(月極)駐車券を提示してください。
- 19.利用者は、駐輪場所の指定があるときは、自転車等を所定の場所に正しく駐輪してください。
- 20.利用者は、駐輪シールを後輪カバー下部の見やすい位置に確実に貼付してください。
- 21.利用者は、駐輪シールを貼付してある自転車等の修理等により代車を使用するときは、管理員から代車承認票の交付を受けるものとします。
- 22.利用者は、盗難等防止のため自転車等に頑丈な錠を備えるようにし、確実に施錠するものとします。特に、やむを得ない事情によって 夜間の駐輪をするときは特に完全な施錠をするものとします。 尚、安全管理上、防犯カメラを設置しています。
- 23. 場内は自転車等からおりて押して歩いてください。
- 24. 利用者は、駐輪場内で、火気の使用又はゴミ、汚物の散逸など管理上支障となる行為をしないでください。
- 25. 利用者が、故意又は重大な過失によって、駐輪場施設、場内の他の自転車等又は人身に損害を与えたときは、その損害を弁償していただく場合があります。
- 26. 利用者が契約されました駐輪場のご利用をお願いします。駐輪場の利用について不正等があったときは、以後の利用を禁止することがあります。
- 27. 契約期間満了日から7日を経過しても引取のない自転車等は、放置車として撤去の対象となります。